

平成31年第1回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成31年2月14日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志

5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和

9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 会計管理者 福田正晴・ 総務課長 岡崎 浩
税務課長 堀田京介・ 総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一

議会事務局 岩井英樹

○議事日程

平成31年第1回上毛町議会臨時会議事日程

平成31年2月14日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 常任委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 発議第 1号 上毛町議会広報特別委員会設置に関する決議
- 日程第10 議会広報特別委員会委員の選任
- 日程第11 選挙第 3号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 4号 吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 5号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙について
- 日程第14 選挙第 6号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
- 日程第15 選挙第 7号 豊前市外二町財産組合議会議員の選挙について
- 日程第16 選挙第 8号 京築地区水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第17 選挙第 9号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙について
- 日程第18 諸般の報告
- 日程第19 同意第 1号 上毛町監査委員の選任について
- 日程第20 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度上毛町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第21 開会中の継続審査・調査の申し出について（議会運営委員会）
- 日程第22 閉会中の継続審査・調査の申し出について（広報特別委員会）

○ 会 議 の 経 過

開議 午前10時00分

○議会事務局長（宮秋伸一君）皆さん、おはようございます。事務局長の宮秋です。

定刻になりました。恐れ入りますが、皆さん、御起立をお願いいたします。

一礼して御着席をお願いします。礼。

御案内のとおり、本日の議会は上毛町議会議員選挙後、初めての議会であります。

したがいまして、議会の構成がなされておられません。議長が就任されるまでの間、本臨時会の運営を地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。

本日の出席議員の中で最年長の議員は安元議員であります。安元議員を紹介申し上げます、臨時議長の職務をお願いいたします。

安元議員、議長席へ登壇をお願いします。

それからもう一点申し上げます。本日、お手元に配付しております議員提出の議案については、臨時議長並びに議長の氏名が全て記入されておられません。議員各位で当該箇所の議案の議長の氏名を記入されるようお願いいたします。

○臨時議長（安元慶彦君）ただいま紹介されました安元です。

地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で最年長の私が臨時に議長の職務を行います。皆様の御協力により無事職責を果たしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、町長に御挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。町長の坪根でございます。

本日ここに、平成31年第1回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開会に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。皆様方は先般執行されました上毛町議会議員一般選挙におきまして、御当選の栄に浴されたことは、まことに御同慶の至りであり、心からお祝い申し上げる次第であります。議員各位におかれましては、町民の付託にお応えすべく一意専心、おのおのの信念のもとに、この初議会に臨んでおられることと拝察いたします。どうか議会、行政ともに、未来の本町の発展、繁栄に向けた、九州一輝く町の構築のため、諸施策、諸事業の推進に特段の御理解をいただきまして、2040年人口1万人ビジョンの達成に向けて心一つに御支援、御協力

を賜りますれば幸いに存じます。

また、この4年間、皆様が御健勝で、議員活動が実り多きものとなりますことを心から御祈念申し上げ、初議会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（安元慶彦君）続きまして、執行部出席者の自己紹介をお願いいたします。

副町長より順次、自席にてお願いいたします。

○副町長（川口 彰君）おはようございます。大変お世話になります。副町長の川口でございます。どうかよろしく願いいたします。今後も、行政運営、また町のさまざまな施策の推進、あるいは事業の推進におかれまして、議員皆様方の御協力、御支援のほう、どうかよろしく願いいたしますとともに、今後の議員の皆様方の御活躍を祈念いたすところでございます。これからも、どうかよろしく願いいたします。

○教育長（道免 隆君）おはようございます。教育長を拝命しております道免でございます。議員の皆様におかれましては、本当におめでとうございます。今後、教育予算の充実、発展のために議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○会計管理者（福田正晴君）おはようございます。会計管理者の福田でございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（岡崎 浩君）おはようございます。総務課長の岡崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務係長（宮吉保男君）おはようございます。総務係長の宮吉と申します。よろしく願いいたします。

○企画情報課長（堀 綾一君）企画情報課長の堀と言います。これからよろしく願いいたします。

○開発交流推進課長（永野英憲君）おはようございます。開発交流推進課長を拝命しております永野でございます。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

○税務課長（堀田京介君）おはようございます。税務課長の堀田です。今後ともよろしく願いいたします。

○教務課長（村上英之君）おはようございます。教務課長の村上です。今後ともよろしく願いいたします。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）おはようございます。長寿福祉課長の佐矢野です。どうぞよろしく願いいたします。

○住民課長（垂水勇治君）おはようございます。住民課長の垂水と申します。これからどうぞよろしく願いいたします。

○産業振興課長（円入忠義君）おはようございます。産業振興課長の円入忠義でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設課長（尾崎幸光君）おはようございます。建設課長の尾崎です。どうぞよろしく願いをいたします。

○子ども未来課長（垂水英治君）おはようございます。子ども未来課長の垂水でございます。どうぞよろしく願いします。

○臨時議長（安元慶彦君）ありがとうございました。

次に、皆さんはこのたびの選挙で議席を得られたわけではありますが、初対面の方々もおられますので、改めて自己紹介をお願いいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○臨時議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。

それでは、議席番号1番の方から自席にて順に自己紹介をお願いいたします。

○1番（高西正人君）おはようございます。高西正人でございます。上毛町のために頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○2番（友岡みどり君）おはようございます。友岡みどりです。町民の皆様の付託に応えまして、議会議員としてチェック機能を働かせ、しっかりと使命を果たしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○3番（岩花寛之君）おはようございます。岩花寛之です。2期目の当選をいただきまして、これからはまた、町と皆さんと、議会の皆さんと頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○4番（田中唯登志君）おはようございます。田中唯登志です。2期目ということで、1ミリでもスキルアップできますよう精進していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○5番（廣崎誠治君）廣崎誠治です。2期目になりますが、町民の期待に応えて予算執行等のチェックを厳しくやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いします。

○6番（荒牧弘敏君）おはようございます。荒牧です。上毛町発展のためにしっかりと

努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○7番（宮本理一郎君）おはようございます。宮本理一郎でございます。私は住民の幸せと本町の発展のために、微力ながら尽力してまいり所存でございます。どうぞ、今後ともよろしくお願いい申し上げます。

○8番（宮崎昌宗君）おはようございます。今回、5期目を当選させていただきました宮崎昌宗でございます。上毛町、まだまだ伸び代があると思います。その伸び代を伸ばせるように、議会として、議員として挑戦していきたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

○9番（峯 新一君）おはようございます。宮崎君と一緒に5期目になります峯新一と言います。私のモットーは一生懸命であります。何事にも一生懸命、仕事も、遊びも一生懸命にやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○10番（三田敏和君）皆様、おはようございます。私も5期目の三田敏和です。町長が言う、上毛町が九州一輝く町になるように、ぶれないように議会のチェックとして頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○11番（茂呂孝志君）おはようございます。これまで同様、今後ともよろしくお願いいいたします。茂呂孝志です。

○12番（安元慶彦君）この席から失礼します。このたび5期目を迎えました安元でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○臨時議長（安元慶彦君）自己紹介が終わりました。

ここで執行部の皆様にお願いいいたします。本日の会議の大半は、議会の構成が主要の議題です。議会の構成に係る案件の終了までの間、執行部の方々には退席をお願いいいたします。

○臨時議長（安元慶彦君）ただいまから、平成31年第1回上毛町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○臨時議長（安元慶彦君）日程第1、仮議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することとなっています。議長及び副議長の選挙が終了し就任されるまで、ただいま着席している議席を仮議席として指定いたします。

日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

暫時休憩いたします。議員の皆様は委員会室にお集まりください。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時21分

○臨時議長（安元慶彦君）休憩を解き議事を再開いたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○臨時議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票で行うことにいたします。

議場の出入り口を閉鎖します。

事務局、閉鎖してください。

（議場閉鎖）

○臨時議長（安元慶彦君）ただいまの出席議員数は12名です。

選挙立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定による選挙立会人に、3番 岩花議員、9番 峯議員。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（安元慶彦君）投票は、単記無記名投票であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（安元慶彦君）投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検を行います。立会人は投票箱の点検をお願いします。

（投票箱点検）

○臨時議長（安元慶彦君）異常なしと認めます。

では、自席において投票用紙の枠内に、議長の当選人とすべき議員の氏名を書いて

ください。

ただいまから投票を行います。

立会人は投票用紙を持って、立会人席に移動してください。

事務局が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

(点呼、投票)

○議会事務局長(宮秋伸一君) 1番 高西議員、お願いします。2番 友岡議員、お願いします。4番 田中議員、お願いします。5番 廣崎議員、お願いします。6番 荒牧議員、お願いします。7番 宮本議員、お願いします。8番 宮崎議員、お願いします。10番 三田議員、お願いします。12番 茂呂議員、お願いします。立会人、3番 岩花議員、お願いします。9番 峯議員、お願いします。最後に、臨時議長の安元議員、お願いいたします。

○臨時議長(安元慶彦君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○臨時議長(安元慶彦君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(安元慶彦君) 会議規則第33条第1項により、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票12票、無効投票0票。有効投票のうち、宮崎議員9票、安元議員1票、峯議員1票、友岡議員1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1以上で3票です。したがって宮崎議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。事務局、お願いします。

(議場解鎖)

○臨時議長(安元慶彦君) 以上で臨時議長の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

ただいま議長に当選されました宮崎議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に、当選の告知をします。

宮崎議員、議長就任の承諾並びに御挨拶をお願いいたします。演台までお進みください。

○12番（宮崎昌宗君） それでは議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ただいま皆様の御推挙により、上毛町議会議長に就任させていただくことになりました。皆様の御支援、まことにありがとうございます。身に余る光栄とともに、この職責の重さを実感しているところでございます。

行政とは、この上毛町とは、町長を代表とした執行機関と私たち議会の二元代表制と言われております。車の両輪とも言われております。全国町村議長会発行の議員必携の中にはこのように書かれております「。議会は執行機関と一步離れろ。二歩離れるな」というふうに書かれております。つまり、車の両輪だからこそ、両輪が近づきすぎるとは一輪車となり、倒れやすくなってしまいます。また、離れすぎてしまえば、脱輪して、これもよくありません。そういった中で、適度な距離を保ち、中立公正に乗った、そういった議会運営をしていく所存でございます。

皆様、今、ここにいらっしゃる皆様、一人一人高い志を持ち、さまざまな思いや願いを持ってこの場にいらっしゃるのだと思います。福祉を充実させたい、地方創生をしたい、選ばれる町にしたい、いろいろな思いを持って、今ここにいらっしゃると思います。その思いを、願いを一つでも多く叶えられるような、そんな議会に、私はつくっていきたいと思います。

まもなくこの平成が終わります。平成とともに、また新たな時代が始まります。その新たな上毛町の時代を、歴史を、皆さん一緒につくっていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、この職責を全力で全うすることをお誓いするとともに、皆様の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。私の就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

○臨時議長（安元慶彦君） ここで議長席を交代しますので、10分程度、暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（宮崎昌宗君） それでは休憩前に引き続き会議を再開し、議長の職務を行います。

これからの議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 高西議員、2番 友岡議員を指名します。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日のみといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日のみとすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

ここで暫時休憩いたします。議員の皆様は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時55分

○議長（宮崎昌宗君） それでは議事を再開いたします。

副議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

それでは副議長に荒牧議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した荒牧議員を、副議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました荒牧議員が副議長の当選人と決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました荒牧議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

荒牧議員、副議長当選の承諾並びに御挨拶をお願いいたします。演台までお進みください。

- 6番（荒牧弘敏君）ただいま指名推薦で副議長の重責を担うことになりました荒牧です。先ほど申しましたように、今後、上毛町の発展のため、農業、商業、工業の連携を深めるとともに、住民の、より安心して生活できる環境づくりに務めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

-
- 議長（宮崎昌宗君）続きまして、日程第6、議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第1項及び申し合わせに基づき、議長が指定します。

議長は最終番の12番を、副議長は1番前の11番に指定し、その他の議員については当選回数期ごと、年齢順を適用し、1番 高西議員、2番 友岡議員、3番 岩花議員、4番 田中議員、5番 廣崎議員、6番 宮本議員、7番 峯議員、8番 三田議員、9番 安元議員、10番 茂呂議員と指定いたします。

それでは移動をお願いいたします。それでは、移動はよろしいですか。

それでは、これからまた、暫時休憩いたします。15分間休憩いたします。議員の皆様は議席移動しましたので、15分後に委員会室へお集まりください。

じゃあ、済みません。失礼いたしました。暫時休憩いたしまして、また、済みません、委員会室へお集まりください。よろしく申し上げます。今すぐです。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時30分

- 議長（宮崎昌宗君）それでは議事を再開いたします。

-
- 議長（宮崎昌宗君）日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りします。

ただいまお手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に

配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、各常任委員会の委員長・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。この後すぐ、委員会室で総務産業建設常任委員会から始めます。その他の議員は議員控室でお待ちください。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時20分

○議長（宮崎昌宗君）それでは議事を再開いたします。

各常任委員会より、委員長・副委員長の互選の結果が手元にまいりましたので報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長、三田議員、副委員長、田中議員。

文教厚生常任委員会委員長、岩花議員、副委員長、高西議員。

予算決算常任委員会委員長、峯議員、副委員長、安元議員。

以上の方が互選されました。よって、各委員会において互選されたとおり、委員長・副委員長に選任することに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、議会運営委員会の選任を行います。お手元に議会運営委員会の名簿が配付されております。

お諮りします。

議会運営委員会選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会には、お手元に配付した名簿の方々を指名いたします。

これより、議会運営委員会の委員長・副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩いたします。議会運営委員会は委員会室へお集まりください。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時35分

○議長（宮崎昌宗君）それでは、議事を再開いたします。

議会運営委員会より、委員長・副委員長の互選の結果が手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に安元議員、副委員長に宮本議員が互選されました。よって、委員会において互選されたとおり、委員長・副委員長に選任することに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第9、発議第1号 上毛町議会広報特別委員会設置に関する決議を議題とします。

お諮りします。

発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号については趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、直ちに本案を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号 上毛町議会広報特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第10、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

名簿を配付するのでしばらくお待ちください。

（名簿配付）

お諮りします。

広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、広報特別委員会には、お手元に配付した名簿の方々を選任することに決定いたしました。

これにより、広報特別委員会の委員長・副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩いたします。広報特別委員の皆様は委員会室にお集まりください。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時51分

○議長（宮崎昌宗君） それでは、議事を再開いたします。

特別委員会による委員長・副委員長の互選の結果が手元にまいりましたので、報告いたします。

広報特別委員会委員長に三田議員、副委員長に岩花議員が互選されました。よって、委員会において互選されたとおり、委員長・副委員長に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。議員は全員、委員会室にお集まりください。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 8分

○議長（宮崎昌宗君） それでは、議事を再開いたします。

選挙第3号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

京築広域市町村圏事務組合議会議員に、安元議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を京築広域圏市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した安元議員が、京築広域圏市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、安元議員に当選の告知をいたします。

○議長（宮崎昌宗君）続きまして、日程第12、選挙第4号 吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙についても、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員に、荒牧議員、廣崎議員、岩花議員、並びに宮崎議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方々を吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した荒牧議員、廣崎議員、岩花議員、宮崎議員が、吉富町外1町環境衛生事務組合議員に当選されました。

当選された方々に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（宮崎昌宗君）続きまして、日程第13、選挙第5号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙についても、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

豊前市外二町清掃施設組合議会議員に、荒牧議員、廣崎議員、岩花議員、並びに宮崎議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方々を豊前市外二町清掃施設組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した荒牧議員、廣崎議員、岩花議員、並びに宮崎議員が、豊前市外二町清掃施設組合議会議員に当選されました。

当選された方々に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（宮崎昌宗君）続きまして、日程第14、選挙第6号 福岡県介護保険広域連合組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙についても、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいた

したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

福岡県介護保険広域連合組合連合議会議員に、宮崎議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した宮崎議員が、福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長(宮崎昌宗君) 続きまして、日程第15、選挙第7号 豊前市外二町財産組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙の方法についても、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

豊前市外二町財産組合議会議員に、三田議員並びに宮崎議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、豊前市外二町財産組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した三田議員並びに宮崎議員が、豊前市外二町財産組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、三田議員並びに宮崎議員に当選の告知をいたします。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第16、選挙第8号 京築地区水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙についても、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

京築地区水道企業団議会議員に、安元議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した安元議員を、京築地区水道企業団議会議員の当選人と決定

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した安元議員が、京築地区水道企業団議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、安元議員に当選の告知をいたします。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第17、選挙第9号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙についても、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に、三田議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した三田議員を、築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した三田議員が、築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、三田議員に当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は控室にてお知らせいたしますので、では、30分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 2時30分

○議長（宮崎昌宗君） それでは、議事を再開いたします。

日程第18、諸般の報告を行います。

今回の第1回臨時会では、議員選挙後の議会構成を主要な議題とするもので、同時に議決を要する議案として、町長から同意案1件、承認案1件が提出されております。

ここで議長から、議員の皆様をお願い申し上げます。

これから、町長提出議案の提案理由の説明を受けます。本日審議、採決を行う議案です。地方自治法第121条の規定に基づき、町長に出席の要求をいたしたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

以上、諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） これから議案の上程を行います。

日程第19、同意案第1号 上毛町監査委員の選任について、日程第20、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度上毛町一般会計補正予算（第8号））、以上2議案を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君） 改めまして、こんにちは。提案理由を申し上げます前に、ただいま議会における新体制が決定いたしましたようでございますので、新たに就任された宮崎議長、荒牧副議長初め、各常任委員長、そして組合議会議員に心からお祝いを申し上げます。今後4年間、円滑な議事運営のほうを、何とぞよろしくお願い申し上げたいと存じます。また、あわせて議員各位の御活躍を心からお祈り申し上げます。

さて、本日の臨時会に提案いたします案件は、人事案件1件、専決処分1件の計2案件であります。順次、提案理由を御説明いたします。

同意第1号 上毛町監査委員の選任についてであります。議会選出の監査委員の任期が満了となりましたので、新たに監査委員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

せんでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。よって、本件については、質疑・討論は省略することに決しました。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君) 全会一致。よって、同意第1号 上毛町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

それでは宮本議員の入場を認めます。

ただいま宮本議員を上毛町監査委員として選任同意いたしました。

○議長(宮崎昌宗君) 続きまして日程第20、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度上毛町一般会計補正予算(第8号))を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(岡崎 浩君) それでは議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。平成30年度上毛町一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成31年2月14日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。

ふるさと納税による寄附金収入が見込みを上回る状況となったため、関係経費について専決処分をしたものでございます。

次のページに2月1日付で行いました専決処分書をつけております。

専決処分の内容でございますが、その次のページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度上毛町一般会計補正予算(第8号)ということで、今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億9,245万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,732万円とするものでございます。

歳入面で11款1項1目寄附金を11億9,000万円追加し、ふるさと納税総額で36億9,000万円を見込んでおるところでございます。

歳出面でございます。8ページをお開きいただきたいと思います。

その寄附金に対応した支出として、2款2項3目ふるさと納税推進費において、13節では返礼品配送や特例申請業務の委託料として7億7,510万7,000円。12節では通信運搬費として710万円を。それから14節では受付サイトの使用料等55万円を追加補正し、11節需用費におきまして不用見込み530万円を減額いたしております。

12款1項6目ふるさと応援基金で4億1,500万円を追加いたしまして、本年度の見込みといたしましては、9億5,800万5,000円となります。

全体調整のため、繰越金245万7,000円を一般財源として充当いたしておるところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）2点ほど行います。

地元産について、これまで、国と町との考え方でどのような意見交換がされてきたのか。

それから、寄附金の基金の用途についてお伺いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）地場産品の件ですが、総務省との話では、うちのほうは当初から見直しは実施するという形で話は進めております。

ただし返礼品の調達等をもう既に指示した後ということで、返礼品の事業者に迷惑をかけられないということで、一定期間いただいて、12月末見直しという形になっておりますので、総務省の申し出については、最初から見直しという形で回答しているところです。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）返礼品の用途でございますが、29年度、30年度充当の部分でも御承知のことだと思っておりますが、それぞれ寄附の項目が魅力あるまちづくり、活

力あるまちづくり、輝くものづくり、それから町長に一任等に分かれております。そういった中で、子育て支援等を中心に、29年度は遊具、牛頭天王の遊具、それから、本年度につきましても、学校の遊具やインターネット環境の整備であったり、小学校のICT、ブロック塀等に導入をいたしております。

今後、31年度の予算は今後でございますが、そういった部分を中心に有効な活用を考えてまいりたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、はい、議長ということでお願いいたします。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）地元産品の考え方ですけれど、30年度のかかなり下期のほうだったと思いますけれども、国からの指導と言うんですか、そういうのがあったと思いますけれども、それ以前からそういう地元産品についての考え方の違いというのはあったんではないんですか。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）地元産品の関係ですけど、平成30年、初めて総務省から言われたことであり、7月にそういう指摘を受けて9月にそういう形で公表等をさせていただきますけど、その段階で、先ほども言われたようにうちとしては見直しを行っていくけど、それには期間がかかるということで、見直し時期を12月末としたところであります。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）ふるさと納税推進費の、この別紙資料をいただいているんですが、1月、2月、3月の見込みが出てますよね。1月が460万円、2月、3月が220万円となっておりますが、これは上毛町産品だと思いますが、主な品物はどのような物ですか。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）品物の主なものとしましては、お米、イチゴ、あと唐揚げ等を、一応、地元産品に関係したもののみ55品目、サイト等に渡してありますが、在庫切れ、時間外等で、今、40品目が上がっている状態です。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）じゃあ、今、一番、主に寄附として地元産品でやっているのは、

イチゴが多いんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 税務課長。

○税務課長（堀田京介君） 1月1日から昨日の2月12日まで、現在で384万5,000円の寄附をいただいておりますけど、そのうち占めるイチゴの金額が282万5,000円、全体の73%、それ以外が、米とか唐揚げとかいう形になっております。以上です。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに質疑はございますか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君） 2点質問があります。

1点目が、不用額が530万ありますけれども、消耗品と印刷費・製本費、もともとどういったものを見込んでいたのかというところをお伺いしたいのが1点。

それともう1件が、金額はわかるんですけども、トータルの件数がわかりましたら、件数を教えていただければと。

○税務課長（堀田京介君） 寄附の件数。

○3番（岩花寛之君） ふるさと納税。

○税務課長（堀田京介君） ふるさと納税の。

○議長（宮崎昌宗君） 税務課長。

○税務課長（堀田京介君） 需用費の内訳ですけど、消耗品としては用紙代、コピー代、あと、トナー等の消耗品の代金という形で上げております。

あと、印刷製本費のほうですけど、封筒代、あとお礼状等、その他印刷、特例申請の用紙等の印刷代という形になっております。

それから、件数というのが全体の寄附金件数。

今、寄附がかなり、12月、上がった部分で、ふるさと納税が、さとふる等のデータベースが確実に全件、今落とせない状況でもあるんですけど、さとふるの寄附件数が31万1,095件、今これが、現状を把握している数値という形で、これについては、今後変わってくるとは思われます。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 若干、需用費の部分について補足説明を申し上げますと、年度当初、要するに特例申請の業務委託の部分で協議を行っている段階で委託料は組んでおります。ところが、その委託先がしっかり委託できるかどうかの見きわめの期間

が必要であったので、もしそれが可能でなければある程度自前で印刷しなきゃいけないんで、両面作戦で、要するに予算を計上させていただいたと、そういった部分で、不用額イコール今度委託額がふえているというふうに御理解いただければ。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。よって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度上毛町一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

済みません、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時51分

○議長（宮崎昌宗君）休憩を解き再開いたします。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から運営資料のとおり、会議規則第75条の規定により、所管事務のうち、特定事件の調査等について、閉会中の継続審査及び調査したいと旨の申し出がございました。なお、当初委員長名抜きでそういった申し出の報告書を上げ

ておりますが、先ほど委員長が決まりましたので、議会運営委員会の委員長の安元議員の名前を書かれています。その書類にですね。

それではお諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 続きまして、日程第22、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

先ほど同様、朝配付していた資料には委員長名が記載されておきませんが、先ほど委員長名が決まりましたので、三田議員の名前を書いていただければと思います。

広報特別委員会委員長から運営資料のとおり、会議規則第75条の規定により、所管事務のうち、特定事件の調査等について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

広報特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成31年第1回上毛町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時54分